

(議員議案提案説明)

藤元議員 それでは、議案第41号、牟岐町議会会議規則の一部を改正する規則について、樫谷議員の賛同を得まして、提案させていただきました。趣旨説明については、2項目ありまして、まず、第2条の追加項目ですが、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、女性議員の出産の場合の欠席の届け出について新たに規定を追加するものです。つぎに全員協議会を会議規則に規定するものです。各町村議会における実態として全員協議会など、議会における審議や議会運営の充実を図る目的で協議や調整のための場が設けられています。ところが、現行法上正規の議会活動は本会議・委員会への出席や議員派遣などに限られているという解釈がとられてきたことから、全員協議会等への出席については、費用弁償の支給や公務災害補償の対象とならないとされてまいりました。地方自治法の改正により法第100条第12項に「議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査、または、議会の運営に関し協議、または調整を行うための場を設けることができる」との規定が新たに設けられ、全員協議会等の活動が正規の議会活動として明確に位置付けられたことから、「協議の場」への出席は、費用弁償の支給及び公務災害補償の対象となり得ることとなりました。以上のことにより、議会活動として全員協議会を会議規則に規定するものです。ご審議よろしくをお願いします。

杵富議長 議案第42号について、一山議員。

一山議員 議案第42号、牟岐町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、森議員の賛同をいただきまして提案させていただきました。趣旨説明につきましては、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢など勘案し、杖については持ち込み禁止のものより削除する改正です。ご審議をよろしくをお願いします。

杵富議長 議案第43号について、藤元議員。

藤元議員 提案に入る前に少し資料を見ていただきたいと思います。提出先のところに衆議院議長、参議院議長が抜けていますので、それを追加しておいてください。議案第43号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書案を森議員の賛同によりまして提案をさせていただきます。提案理由については案分を読みあげて提案理由に代えたいというふうに思います。「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書案。安倍内閣は、本年5月14日、武力攻撃事態法や自衛隊法、周辺事態法など既存の関連法10本を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と、国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とするために恒久法として新設する「国際平和支援法」の2法案を閣議決定し、現在開会中の第189回通常国会に上程しました。審議の中で、自衛隊が行う「後方支援」と言われ

る兵站活動は軍事攻撃の目標とされるのは世界の常識であること。そして、それに自衛隊が反撃すれば「殺し殺される」戦争に巻き込まれる危険性が格段に高まること。また、「後方支援」といえども相手国からすれば日本が敵国の仲間ということになり、海外での日本人の安全が脅かされ、国内においてもテロ発生の危険性が一層高まることなどが明らかになりました。そもそも、歴代政権は「自衛権の行使は、わが国を防衛するための必要最小限の範囲にとどまるべきものであり、武力の行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる（専守防衛）。したがって、集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と、してきました。しかるに今回の法案は、米国などと共に世界的な規模での武力の行使（戦争）に切れ目なくかかわって行くことを可能にするものであり、戦後70年の安全保障政策を根底から変質させるものです。6月4日、衆院憲法審査会で自民、民主、維新が推進した著名な憲法学者3人が揃って「今回の法案は憲法違反である」と言明したことは重大です。憲法第99条により内閣総理大臣には憲法を尊重し擁護する義務が課せられているにもかかわらず、自ら憲法違反の法律を提案していることになり、国民が「そもそも許される法案か」と、疑問に思うのは当然のことです。憲法違反の法案が成立しえないことは立憲主義をとるわが国では当たり前のことだからです。また、世論調査においても約8割（共同81.4%、読売80%）が法案の説明が不十分であると答えており、法案の今国会成立についても5割以上（共同55.1%、読売59%）が反対しています。ことは、日本の針路に大きくかわることであり、法案の慎重な審議が求められています。よって本議会は、政府に対し下記事項について強く要望致します。

記、1、米議会においての法案成立の約束にこだわることなく、慎重審議を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成27年6月17日、徳島県海部郡牟岐町議会、提出先として、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長です。以上、よろしく審議をお願いします。